

前回までの説明で、第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は介護保険事業計画で見込まれた介護費用を基にして3年間同じになるように算定していることがご理解いただけたと思います。

平成12年度より始まりました介護保険は、今年の3月末で3年間の第1期事業期間を終え、4月からは次の事業期間となります。

この次の事業期間で、介護費用や介護保険料をどのように見込んでいるのかを今回説明します。

介護保険事業計画の策定

播磨町では、平成14年6月に公募による被保険者代表をはじめ医療、保健、福祉、各種団体の代表者等で構成される「播磨町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置しました。

委員会では、要介護者と一般高齢者へのアンケート調査や平成12年度からの介護保険実績を基にして、6回の委員会を開催し各計画の審議・策定を行いました。

次期介護保険事業量と事業費見込み

平成15年度から19年度までの間に、皆さんがどのくらい介護保険サービスを利用するかを、次のようにして推計します。

過去の人口増加率や高齢化率を勘案して、65歳以上の高齢者人口を推計します。

高齢者人口の推計から過去に要介護認定を受けた割合を勘案して、要介護認定者数を推計します。

要介護認定者数の推計から施設へ入所している人数や今後の施設の整備予定等を勘案して、施設入所者数を推計します。

施設入所者数の推計から1人当たりの施設費用を勘案して、施設サービス費用を算定します。（図1参照）

要介護認定者数の推計から過去の居宅サービス利用の割合を勘案して、居宅サービス利用者数を推計します。

居宅サービス利用者数の推計から1人当たりのサービス費用を勘案して、居宅サービス費用を算定します。（図1参照）

化の進行、制度の普及や施設の整備充実に伴い要介護認定者数やサービス利用者数が増加することが考えられます。

問い合わせ

健康福祉課 介護保険係
☎0794(35)2362

図2 第1号被保険者の保険料試算方法

必要な保険料の総額を求めます。

$$\{3\text{年間の総費用の合計} - \text{自己負担(1割負担、食事負担)} - \text{第2号被保険者(40歳から64歳までの方)の保険料、国、県、町の負担金の合計} + \text{財政安定化基金拠出金(1)} + \text{財政安定化基金償還金(2)}\} \div \text{収納率(98.5\%)} \div 3\text{年} = \text{約}2\text{億}4,110\text{万円}$$



65歳以上の方の人数で割って保険料を求めます。

$$\{ \text{約}2\text{億}4,110\text{万円} \div 5,607\text{人(補正第1号被保険者数 3)} \} \div 12\text{か月} = 3,600\text{円(基準保険料月額試算値)}$$

- 1 財政安定化基金拠出金...介護保険に赤字が生じた場合に各市町へ貸し出す資金として各市町が兵庫県へ支出するお金
- 2 財政安定化基金償還金...介護保険に赤字が生じ財政安定化基金から借り入れたお金の返済金
- 3 補正第1号被保険者数...推計した第1号被保険者数を保険料の負担能力に応じて補正した人数



受給資格とは
老齢基礎年金を受給するには、保険料納付済期間、保険料免除期間、学生納付特例期間、合算対象期間（カラ期間）の4つの期間の合計が25年以上あることが必要です。

Q 年金の受給資格を確認したら合算対象期間（カラ期間）という言葉が聞いたのですが何のことですか。
A ご自分が老齢基礎年金を受給できるのか、はたしてどれくらい受給できるのか大変気掛かりなことだと思います。そこで、今回は受給資格と合算対象期間（カラ期間）について説明します。

国民年金Q&A なんとなくさうじらしいの？ (受給資格とカラ期間編)

合算対象期間（カラ期間）とは
本人の責によらず制度の仕組みにより年金に加入できなかった期間などについて、年金権や公平性を確保するために受給資格期間に合算できる期間が認められています。
具体的には主に次の期間などがあります。



期間に限る）

昭和36年3月以前の厚生年金などの被保険者期間

厚生年金などの被保険者期間のうち20歳未満及び60歳以上の期間

合算対象期間（カラ期間）を加えないと受給資格が満たされない場合、年金の裁定請求時にその期間を明らかにする書類が必要になります。

保険料納付済期間が少ないときは、ご自分の受給資格について加古川社会保険事務所に確認されることをお勧めします。

問い合わせ

加古川社会保険事務所
☎0794(27)4511
または、住民課国民年金係
☎0794(35)2363

図1 事業量等算出方法

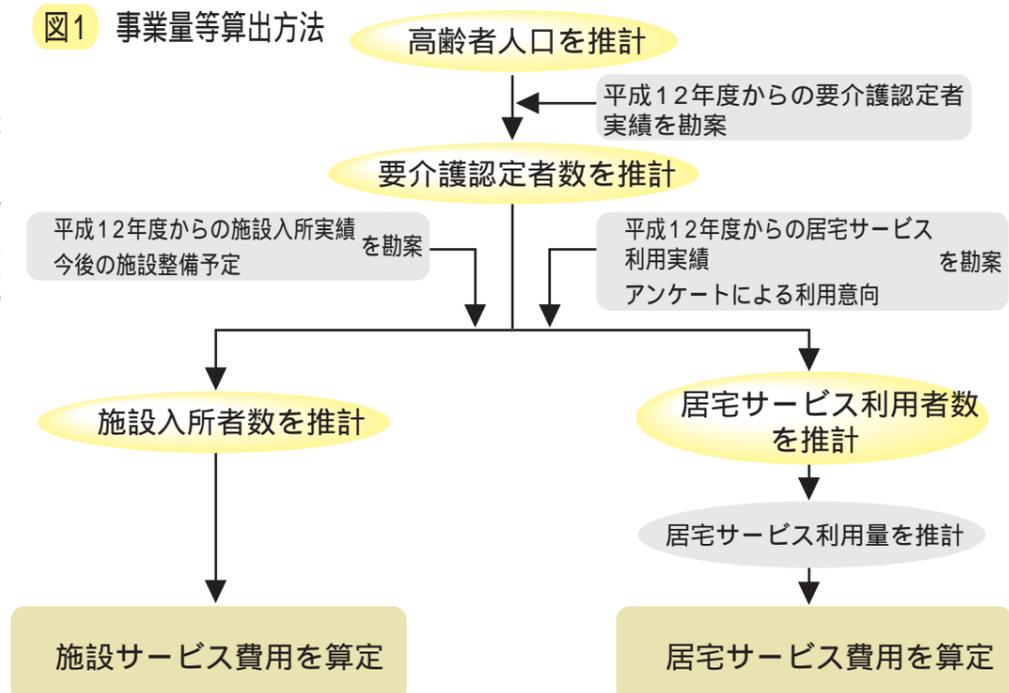


表1 介護サービス費用の推計額

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
居宅サービス費用	529,977千円	579,672千円	642,989千円
施設サービス費用	551,400千円	632,510千円	714,338千円
その他費用 (ケアプラン作成料・住宅改修費など)	62,954千円	67,941千円	73,802千円
総費用	1,144,331千円	1,280,123千円	1,431,129千円

こうして算出された平成16・17年度の施設サービス費用と居宅サービス費用は表1のとおりです。
この総費用の合計が基となって次の事業期間での保険料が決まらるのです。

次期介護保険料の試算

見込まれた総費用の合計から図2の様に基準となる保険料を算定すると、年額4万3千200円（月額3千600円）と試算されます。

なお、この保険料は現段階での試算額であり、今後保険給付の推移によって変動する可能性があります。現在の基準額（月額2千700円）と比べて900円の上昇となる見込みです。
この上昇原因としては、高齢